

長期優良住宅認定申請に係る技術的審査手数料一覧表(平成28年12月1日)

一戸建ての住宅(新築)

表1

(消費税込)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )		大阪の区域		その他の区域	
		設計住宅評価申請と同時契約		設計住宅評価申請と同時契約	
100以下	一般	45,200円	22,600円	49,300円	24,700円
	型式等	37,000円	18,500円	40,100円	19,500円
100超～300以下	一般	52,400円	25,700円	57,500円	28,800円
	型式等	47,200円	23,600円	51,300円	25,700円
300超～	一般	72,900円	36,000円	79,100円	39,000円
	型式等	58,500円	28,800円	63,700円	31,900円
<p>備考</p> <p>1 変更申請の場合は、上表のそれぞれの申請の料金の半額とする。(十円以下切り上げ百円単位とします。)</p> <p>2 上表において型式等とは、次に掲げる構造とする。</p> <p>1) 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。</p> <p>2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限る。</p>					

一戸建ての住宅以外の住宅(新築)

表2

(消費税込)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )		大阪の区域		その他の区域	
		設計住宅評価申請と同時契約		設計住宅評価申請と同時契約	
すべての床面積の区分		別途見積もり			
<p>備考</p> <p>1 変更申請の場合は、上表のそれぞれの申請の料金の半額とする。(十円以下切り上げ百円単位の額とします、)</p> <p>2 上表において型式等とは、次に掲げる構造とする。</p> <p>1) 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。</p> <p>2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限る。</p>					

## 一戸建ての住宅(増築・改築)

(消費税込)

表3

	法第6条第1項第一号「長期使用構造等」に限る技術的審査(以下、本表において「6区分」という。)	6区分及び、左記以外の技術審査(7~9区分)
標準	86,400	88,600
評価書等(耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの)有り	64,800	66,900

備考(一戸建ての住宅以外の住宅(増築・改築))において同じ。

1 「耐震性の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、平成27年国住指発第3435号別表第2に示された認定耐震診断方法(「木造住宅の耐震診断と補強方法((一財)日本建築防災協会)」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析における方法を除く。))などで耐震性の結果が確認できるものをいい、それ以外による場合は標準額に別途見積もりした額を加算する。

2 「省エネルギー対策の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、次に定める疎明図書(設計図書があるものに限る。)により等級4以上の確認ができるものとする。

- ア 新築時の長期優良住宅技術的審査の適合証
- イ 新築時の建設評価書
- ウ 低炭素建築物新築等計画技術的審査の適合証
- エ 【フラット35】Sの適合証明

## 一戸建ての住宅以外の住宅(増築・改築)

表4

	法第6条第1項第一号「長期使用構造等」に限る技術的審査(以下、本表において「6区分」という。)	6区分及び、左記以外の技術審査(7~9区分)
標準		
評価書等(耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの)有り	別途見積もり	

備考

1 手数料は、「申請戸数×単価」+「共用部加算」として算定する。

2 住戸の配置、プラン数によって、合理的に審査を行うことができると機関が判断できる場合は、「申請戸数」を軽減することができる。